

新聞広告

消費税セルフチェック

今年10月の消費税引上げに伴い、消費税の転嫁拒否行為への注意が必要です。以下は懸念される違反行為の事例です。セルフチェックで、消費税の転嫁対策をはじめましょう。

チェックしてみよう！

- 消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。
- 消費税引上げに伴い安売りを売値を据え置いたため、仕入価格を据え置いた。
- 販売する商品の税率は8%のままで、10%適用商品の仕入価格を据え置いた。

平成25年10月から平成31年3月末までの5年半の間で、消費税転嫁拒否行為に對する
指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。

税率が引き上げられる今だからこそ、改めてご自身の業務をご確認ください。

書面調査にご協力！情報提供の保護に 消費税転嫁対策 秘密 保守 公正取引委員会
Tel.03-3581-3379

突き出し広告

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

上げ分は、いかに
違反

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計4,710件

改めてご自身の業務をご確認ください。

消費税の転嫁拒否は法律違反
Tel.03-3581-3379

掲載媒体

読売新聞
ほか地方紙及びブロック紙計39紙
掲載期間
9月11日(水)から26日(木)の間
のいずれか1日

雑誌広告

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

上げ分は、いかに
違反

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。

消費税の転嫁拒否は法律違反
Tel.03-3581-3379

掲載媒体

週刊新潮
掲載日
9月18日(水)及び10月17日(木)

交通広告

まど上3面動画広告(JR山手線)

消費税セルフチェック①
消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

消費税セルフチェック②
消費税引上げに伴い安売りを売値を据え置いたため、仕入価格を据え置いた。

消費税セルフチェック③
販売する商品の税率は8%のままで、10%適用商品の仕入価格を据え置いた。

まど上ポスター(名古屋地下鉄, 大阪メトロ)

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

上げ分は、いかに
違反

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。

消費税の転嫁拒否は法律違反
Tel.03-3581-3379

掲載日

JR山手線:
9月9日(月)から10月13日(日)
名古屋地下鉄, 大阪メトロ:
9月2日(月)から9月30日(月)

インターネット広告

ユーチューブ動画広告

消費税セルフチェック

チェックしてみよう！

ウェブバナー広告

消費税セルフチェック

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計4,710件

消費税の転嫁拒否は法律違反です

フェイスブック広告

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

上げ分は、いかに
違反

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計4,710件

消費税の転嫁拒否は法律違反です

広告日

9月2日(月)から10月31日(木)

ウェブバナー広告をクリックすると当委員会HP内の特設ページ(※)に遷移。

(※) 特設ページURL

<https://www.jftc.go.jp/info/tenka/r1/index.html>

10月の消費税率引上げに向けた 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組

10月の引上げに向けた主な取組

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインの改正〈3月〉
- ・ 全都道府県における事業者向け説明会及び移動相談会の実施〈4～9月〉
- ・ 大規模小売事業者及び大企業等(買手側)に対する報告義務を課した書面調査の実施(約8万名)〈5月調査票発送〉
- ・ 中小企業・小規模事業者等(売手側)に対する書面調査の実施(中小企業庁と合同)(約30万名)〈5月調査票発送〉
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法の遵守についての要請文書の発出(経済産業大臣・公正取引委員会委員長連名)(20万社)〈6月〉
- ・ 地方公共団体, 商工会議所等への消費税転嫁対策特別措置法パンフレット及び違反事例パンフレットの配布(約25万部)〈8月〉
- ・ マスメディア(新聞, 雑誌, 電車広告, バナー広告等)を利用した集中的な広報の実施〈9月～10月〉

10月の引上げ後の主な取組

- ・ 消費税率引上げ後の状況等について, 悉皆的な書面調査を継続して実施(中小企業庁と合同)(約280万の中小企業・小規模事業者等, 約350万の個人事業者を対象)〈10月～〉
- ・ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を継続して実施
- ・ 転嫁拒否行為に対して, 引き続き, 消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処
- ・ 引き続き, 中小企業等からの相談対応
- ・ マスメディア(新聞, 雑誌, 電車広告, バナー広告等)を利用した集中的な広報の実施〈9月～10月〉

